

消 防 危 第 5 4 号
平成 27 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

平成 27 年度危険物事故防止アクションプランの取組について

危険物行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、危険物施設等における事故防止対策については、「危険物事故防止の推進について」（平成 15 年 5 月 30 日付け消防危第 56 号）に基づき、「危険物等事故防止対策情報連絡会」（以下、「連絡会」という。）を設け、毎年度「危険物事故防止アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、官民一体となった事故防止対策を推進しているところです。

消防庁では、今年度も連絡会を開催し、関係団体・機関で取り組むための重点項目を定めた平成 27 年度アクションプランを別添のとおり取りまとめました。

当該アクションプランは、官民一体となった事故防止対策を自主的、積極的に推進していくものであることから、貴職におかれましても、平成 27 年度アクションプランに基づいた指導を適時適切に行っていただきますようお願い致します。

また、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進について御配意をお願いいたします。

連絡先：消防庁 危険物保安室
危険物指導調査係
担 当：鳥枝・清水・黒木
電 話：03-5253-7524
F A X：03-5253-7534

平成27年度危険物事故防止アクションプラン

危険物等事故防止対策情報連絡会

1 危険物事故防止に関する重点項目

危険物施設における事故による死傷者の絶無を図り、かつ、事故件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要がある。

○ 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承

装置の設計思想及びマニュアルの手順の背景にある原理原則の理解（know-why）の促進によるリスクアセスメントや、リスクに気づく感性のある人材、事故を見据えた設備等の定期点検及び日常点検を行う人材、安全推進の中核となる人材等を計画的に育成するため、保安教育を充実させるとともに、保安に関する知識・技術の伝承を徹底するため、過去の事故事例や良好事例の共有、実効性が見込まれるそれらの活用方策の確立、その他火災等の模擬体験、外部機関を活用した教育等を行うことが重要。

○ 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、コミュニケーションや情報共有を通じて、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適時・適切な運転、保全等を図ることが重要。

また、現場における適切な安全管理の枠組の構築、さらには、非定常作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等をも想定したリスクアセスメントを適時徹底して行い、リスクに対して適切に対応するとともに、残存リスクの認識とそれらに対する適切なマニュアルや体制を整備し、危険物の流出事故等を未然に防ぐことが重要。

○ 企業全体の安全確保に向けた体制作り

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化し、現場作業者からの情報を積極的に収集するとともに、保安に対する強い意識を持ち、安全優先の方針を社内に発信することにより、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備することが重要。

また、ヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、多角的かつ継続的に安全確保方策の充実に努めることが重要。

○ 地震・津波対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ることが重要。

2 危険物に係る事故の傾向

平成6年から平成25年までに、危険物施設において発生した火災及び流出事故の傾向について分析を実施した結果、別紙1（別紙省略）のような傾向が見られることから、これらの傾向に十分留意し、有効と思われる対策を継続的に進めていくことが重要である。

3 危険物事故防止のための取組事例

別紙2のとおり（別紙省略）

4 団体・機関別の実施要領

別紙3のとおり（別紙一部省略）

「平成27年度事故防止対策実施要領」

団体名	消防庁
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承 ○ 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組 ○ 企業全体の安全確保に向けた体制作り ○ 地震・津波対策の推進
具体的実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年中の危険物に係る事故の概要の公表 平成27年5月下旬 2 危険物安全週間を通じた広報 平成27年6月第2週（6月7日（日）から13日（土）まで） 3 危険物等事故防止対策情報連絡会（年2回開催） 4 危険物事故防止ブロック会議（全国6箇所）の開催 ＜開催予定地＞ 北海道・東北ブロック・・・福島県 関東・甲信越ブロック・・・千葉県 中部ブロック・・・・・・・・富山県 近畿ブロック・・・・・・・・大阪府 中国・四国ブロック・・・高知県 九州・沖縄ブロック・・・鹿児島県 5 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（年2回程度開催）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故防止のため情報を共有すべき事故事例が収集されている「火災・事故防止に資する防災情報データベース」（（一財）消防科学総合センター及び消防防災博物館（http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/bousaiinfo/index.cgi））への登録及び活用について、引き続き推進していく。 2 地震・津波対策について、引き続き推進していく。